

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 自動車の保管場所の位置等を表示する保管場所標章を廃止することとする。（第六条関係）
- 二 その他所要の規定を整備する。
- 三 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。